

平成三十年十一月十四日提出
質問第五九号

本部港が使用出来ないことに関する質問主意書

提出者 初鹿明博

本部港が使用出来ないことに関する質問主意書

本年十一月一日、本部町は、辺野古新基地建設で埋め立てに使用する土砂などを搬出するために沖縄防衛局から受注した搬出業者が提出した本部港塩川地区の使用許可申請について、台風で護岸が破損しているため、新規の船の受け入れができないことを理由に受理しませんでした。

沖縄防衛局が仲井眞弘多元知事から埋め立て承認を受ける際に提出した願書では、県内では本部地区と国頭地区から埋め立てに使用する海砂及び岩ズリを海上搬送するとし、これらの搬送は全て海上を経由すると明記されております。

このため、海上搬送は困難になりました。

以下質問します。

一 海上搬送が困難になった事で、輸送方法を陸上輸送に変更することがあるのか、政府の見解を伺います。

二 仮に陸上輸送に変更することにした場合、改めて、設計概要変更申請を行い、沖縄県の承認を得る必要があると考えているのか、政府の見解を伺います。

三 陸上輸送もとらない場合、沖縄県外から搬入することも考えられます。この場合、環境保全図書において外来生物侵入対策を取る事が求められており、沖縄県の条例でも対策なしに土砂を本土から沖縄県に持ち込むことは出来ませんが、県外から搬入する場合、必ず、外来生物侵入対策を取る必要があると考えているのか、政府の見解を伺います。

右質問する。